鰺ヶ沢町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定及び鰺ヶ沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき公表します。

1 職員の任用及び職員数に関する状況

1)職員の新規採用の状況

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	V + V =	
職員区分	採用人	数(人)
概貝匹刀	R2. 4. 1	R3. 4. 1
一般行政職	6	2
税務職		
医療技術職		
看護·保健職	1	
福祉職		
企業職		
教育職		
計	7	2

2) 職員の退職の状況

(単位:人)

			令和2年度退職 令和3年度退					退職	⊉職 □					
区分	定年	応募 認定	普通	死亡	任期 満了	その 他	退職 者数	定年	応募 認定	普通	死亡	任期 満了	その 他	退職 者数
一般行政職	5	1					6	8						8
税務職														
医療技術職	1						1							
看護・保健職														
福祉職														
企業職														
技能労務職														
教育職														
計	6	1			2		7	8						8

3) 再任用の状況

(単位:人)

			(+12)()
区分		R2.4.1時点 の任用総数	R3. 4. 1時点 の任用総数
再任	用者数	7	7
	フルタム勤務	2	1
	短時間勤務	6	6

4) 職員数の状況

区分	J	職員数(人) ※各年度4月1日現在							
△ 万	H29	Н30	H31	R2	R3				
一般行政部門	108	106	102	99	95				
教育部門	17	16	16	19	16				
公営企業等部門	19	18	18	18	18				
計	144	140	136	136	129				

※公営企業等部門:上水道、国保、後期、介護の職員。

※町立病院(現鰺ヶ沢病院)は、平成24年度からつがる西北五広域連合へ移行。

※短時間再任用職員を除く。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法及び人事評価実施規程に基づいて次のとおり人事評価を実施している。

① 制度概要 能力評価及び業務評価を実施

能力評価:評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮

された職員の能力を客観的に評価する。

業績評価:職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取

組により、その業務上の業績を客観的に評価する。

② 対象職員 一般職の職員

他の地方公共団体への派遣、研修、留学その他の事情により本規程による人事評価の実施が困難である職員の評価については別に定める。

③ 評価期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで

④ 評語の付与等 能力評価、業績評価におけるそれぞれの評価の結果及び総括的な評価の結果 は5段階評価とする。

⑤ 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、文言その他の人事管理の基礎として活用するほか 被評価者の人材育成に積極的に活用するよう努める。

3 職員の給与の状況

1)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

職員区分	平均給料月額(円)	平均年齢	職員数(人)
一般行政職	319, 390	45.0 歳	105
税務職	323, 400	48.2 歳	7
看護・保健職	334, 800	47.4 歳	7
福祉職	225, 800	30.5 歳	3
企業職	341,000	47.0 歳	5
教育職	331, 800	45.0 歳	2
計 (平均)	1, 876, 190	45.3 歳	129

2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

	職員区分	大学卒(選考)	短大卒(選考3卒)	高校卒(選考)	中学卒 (選考)
一般行政職 182,2		182, 200	163, 100	150, 600	
	州又十丁屯又州以	162, 200	103, 100	(146, 100)	

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1)職員の勤務時間(令和3年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	勤務時間割 振変更制度
38時間45分	午前8時15分	午後5時00分	正午から1時間	あり

[※]保育所等については、勤務時間の割振変更制度(交代制等)を行っています。

2) 年次有給休暇の取得状況(令和3年1月~12月)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
A	В	С	B/C	B ∕ A × 100
4, 756. 5 日	1, 188. 4日	124人	9.6日	25.0%

[※]対象職員は、新採用職員、退職者、育児休業、介護休暇、派遣、短時間再任用を除いた職員。

3) 病気休暇の取得状況(令和3年1月~12月)

取得者数	取得日数
8	359.0日

[※]対象職員は、派遣を除いた職員。

4) 特別休暇等の取得状況 (令和3年1月~12月)

休暇の種類	付与日数・期間等	取得者数	取得日数
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	_	-
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	_	-
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	_	_
社会貢献活動のための休暇	年度につき5日の範囲内	_	-
結婚休暇	連続する5日の範囲内	_	_
産前休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間	_	-
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期 間	-	-
育児休暇	生後1年に達しない子を育てるため申し出た場合(男性・女性):1日2回それぞれ30分以内	_	_
妻の出産休暇	出産に係る2日の範囲内	-	-
妻の出産に係る子の養育休暇 (育児参加休暇)	妻の出産 (産前産後の期間内) する場合、小 学校就学前の子の養育をする場合:5日	-	-
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日~7日の範囲内	16人	61日
法要休暇	死亡後15年以内(父母、配偶者、子)のもの に限り、1日の範囲内	-	-
子の看護休暇	小学校就学前の子の看護又は予防接種又は健康診断を受けさせる場合:年5日の範囲内(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上いる場合は10日)	6人	12.5日
短期介護休暇	負傷又は疾病等により2週間以上日常生活に支障がある者の介護その他の世話:年5日の範囲内(要介護者2人以上いる場合は10日)	6人	17.3日
夏季における心身の健康維 持・増進	7月から9月の期間内における連続する4日	128人	478日
災害等による住居復旧作業又 は水食糧等確保のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により現住居 が滅失又は損壊した場合、水食糧等の確保を 行う場合:7日の範囲内	_	_
災害又は交通機関の事故等に よる休暇	地震、水害、火災その他の災害又は出勤が困 難である場合:必要と認められる期間	2人	4日
災害等による退勤時棄権回避 のための休暇	地震、水害、火災その他の災害時で退勤時に 危険を回避する場合:必要と認められる期間	_	_

[※]対象職員は、派遣、再任用短時間職員を除いた職員。

5) 介護休暇の取得状況(令和3年度)

				5	要介護者	数(人)			
区分	取得者数	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	0人								
女性職員	0人								
計	0人								

6) 介護時間の取得状況(令和3年度)

				<u>1</u> 2	要介護者	数(人)			
区分	取得者数	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	0人								
女性職員	0人								
計	0人								

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況(令和3年度)

区分	令和3年度新規取得者数	前年度から取得中の者
男性職員	0人	0人
女性職員	0人	2人
計	0人	2人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

1) 分限処分の状況 (令和3年度)

免職	降任	休職	降給	計
0人	0人	1人	0人	0人

2) 懲戒処分の状況 (令和2年度)

免職	降任	停職	減給	戒告	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員の服務の状況

(職員服務の根本基準)

職員は、町民全体の奉仕者としての使命を自覚し、法令、条例、規則、訓令及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公平にその職務を遂行し、その職務を遂行するに当たって、常に創意工夫をし、能率の発揮及び増進に努めるとともに、町行政の民主的にして能率的な運営に寄与しなければならない。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治的行為の制限
- ⑥争議行為等の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

1) 営利企業等の従事制限の許可状況(令和3年度)

区分	件数
営利企業等の従事 制限の許可	2

備考 地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限の許可基準に関する規則の規定に基づく営利企業等の従事制限 の許可状況

2) 職務専念義務免除の許可状況 (令和3年度)

区分	件数
職務専念義務免除 の許可	154

備考 地方公務員法第35条及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づく職務専念義務免除の許可状況

8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法及び鰺ヶ沢町職員の退職管理に関する条例並びに同規則に基づき、退職時の位が課長級以上の職員に対して再就職情報の届出を義務付けています。

退職職員の再就職状況(令和3年度退職者※)

(単位:人)

	町に再就職		町以外に再就職			
退職者数	再任用		国、地方公共 団体等	地方独立行政 法人	公社等	その他民間団 体等
6	4					

※退職時の職位が課長級以上の職員。

9 職員の研修の状況

研修の実施状況 (令和3年度)

研修名	参加人数(人)
新採用者前期研修	2
新採用者後期研修	2
主事・技師研修	3
主査研修	1
主查第2部研修	-
主幹研修	7
管理者入門研修	2
課長研修	1
再任用者研修	1
ワンペーパー資料作成術研修	1
ICT人材育成研修 (基礎編)	1
クレーム対応研修	1
その他県などが主催する研修会等	18
その他町が主催する研修会等	87
合 計	127

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1)職員の健康診断の状況(令和3年度)

区分	受診者数(人)	備考
定期健康診断	70	VIII 3
結核検査	70	
人間ドック	53	
脳検診	21	

2) 職員互助会の状況

平成20年度より廃止

- 3)職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況 (公平委員会事務を青森県人事委員会へ委託)
 - ①勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
 - ②不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし